

2025 年 3 月 21 日

各位

上場会社名 DIC 株式会社
代表者 代表取締役社長執行役員 池田 尚志
 (コード番号 4631)
問合せ先責任者 コーポレートコミュニケーション部長
 小峰 浩毅
 (TEL 03-6733-3033)

株主の追加質問状に対する当社見解について

当社は、2025 年 2 月 12 日付け「株主提案に対する当社取締役会意見に関するお知らせ」（以下「当社取締役会意見」といいます。）でお知らせしたとおり、OASIS INVESTMENTS II MASTER FUND LTD.様及び OASIS JAPAN STRATEGIC FUND LTD.様（以下「提案株主様」といいます。）より、同年 3 月 27 日開催予定の第 127 期定時株主総会（以下「本総会」といいます。）の目的事項について、株主提案を受領しております。

提案株主様は、同年 3 月 3 日付けで、当社に対する公開質問（以下「当初公開質問」といいます。）を開示し、その後、同年 3 月 13 日付けで、当社に対する追加の公開質問（以下「本追加公開質問」といいます。）を開示しています。なお、当初公開質問及び本追加公開質問には、回答期限が付されていますが、これらの回答期限は、当社と協議のうえで設定されたものではありません。

当初公開質問に関しては、当社は、同年 3 月 14 日付け「株主の質問状に対する当社見解について」に記載のとおり、当社の見解を補足説明として公表いたしました。

今般開示された本追加公開質問には、当初公開質問と同様、提案株主様の独自の見解や憶測等を前提とした質問が含まれています。

そこで、当社の考えを株主の皆様によりご理解頂けるよう、本追加公開質問に関する事項について、別紙のとおり補足説明をさせていただきます。

上記の「株主の質問状に対する当社見解について」でもお知らせしたとおり、当社は、当社の経営方針やガバナンス体制について、株主・投資家の皆様にご理解頂けるよう、日頃より、法令等に従い、適時適切な情報開示に努めております。

株主の皆様におかれましては、当社取締役会意見並びに当初公開質問及び本追加公開質問に対する当社の補足説明をご確認頂き、慎重な議決権行使のご判断をして頂きますよう、お願いいたします。

【ご参考】

2025 年 2 月 12 日付適時開示

「株主提案に対する当社取締役会意見に関するお知らせ」

2025 年 3 月 14 日付プレスリリース

「株主の質問状に対する当社見解について」

以 上

(別紙)

本追加公開質問に関する事項についての補足説明

当社は、2025年3月12日付け「DICと国際文化会館がアート・建築分野を起点とする協業に合意～建築ユニットSANAAが『ロスコ・ルーム』を設計～」において、当社と公益財団法人国際文化会館（以下「国際文化会館」といいます。）が協業（以下「本件協業」といいます。）に合意したことを公表しました。本件協業は、DIC川村記念美術館（以下「美術館」といいます。）が所蔵する卓越した戦後アメリカ美術を中心とする20世紀美術品のコレクションを、マーク・ロスコの〈シーグラム壁画〉7点を含めて、国際文化会館に移転すること、アート・建築の力によって民間外交・国際文化交流を推進する公益プログラムの充実を図り、そのためにアート・建築界を代表する有識者・アドバイザー（以下「本件有識者等」といいます。）の諮問・協力を得ることを内容としております。

提案株主様は、国際文化会館や本件有識者等と、当社取締役である川村喜久氏（本総会の終結の時をもって任期満了により退任予定。以下「川村氏」といいます。）との間に親密・密接な関係があるとして、本件協業を含む当社の行動が、当社の財産及び／又はその支配権を実質的に川村氏及び川村氏に近い人物・組織の影響下に置こうとする試みであると一方的に評価しています。

しかし、このような提案株主様の評価は、独自の見解や憶測等に基づくものであり、以下に述べるとおり、全くの事実無根です。

まず、川村氏が、本件協業に関する取締役会の審議及び決議において、国際文化会館を協業先として選定するよう助言し、又は影響を及ぼした事実はございません。

当社が国際文化会館を本件協業のパートナーとして選定したのは、当社の2024年12月26日付け「『美術館運営』見直しの検討結果並びに今後の美術館運営に係る方針についての最終報告」でお知らせしたとおり、本件美術館の「ダウンサイジング&リロケーション」を具体的なオプションとして、それを実行するために複数の移転先を検討した結果です。当社において移転先となる複数の候補を検討した上で、当社から国際文化会館に打診いたしました。当社が国際文化会館を選定するに至った過程で、当社が川村氏から国際文化会館を紹介されたという事実はなく、川村氏は、この選定の過程に一切関与しておりません。

当社と国際文化会館は、本件協業に関する協議を行うにあたり、双方で情報交換を行い得る人物を特定し、それ以外の者との間では情報交換を行わないことを合意いたしました。川村氏は、この情報交換を行い得る人物の中に含まれておりません。また、川村氏は、国際文化会館の意思決定機関の構成員でもありません。そのため、国際文化会館は、本件協業について川村氏と情報交換をしておらず、川村氏が本件協業に係る合意の成立に関与したという事実はありません。

また、本件有識者等は、公益プログラムの充実を目指し諮問・協力を得るために国際文化会館を選定した方々です。よって、当社が川村氏から本件有識者等を紹介されたという事実はなく、本件有識者等の選定にも関与しておりません。上記の当

社と国際文化会館との合意に基づき、川村氏との間で情報交換は行われていないことから、国際文化会館においても、川村氏は本件有識者等の選定に関与しておりません。

なお、本件協業に関する当社と国際文化会館との合意内容の詳細は、秘密保持義務があることから公表を差し控えさせていただきますが、当社が所有し、国際文化会館で展示される予定の美術品については、本件協業によっても、当社の所有が維持されます。

最後に付言しますが、今般、提案株主様は、国際文化会館のみならず、本件有識者等についても、個人名やその経歴等に踏み込んだ主張を展開されているところ、そのような主張は、本件有識者等への誹謗・中傷にもつながりかねないものであり、当社の役職員ではない外部の方々に多大な迷惑を及ぼすものです。当社は、日頃より、株主様との建設的な対話に努めておりますが、今般の提案株主様の姿勢は、適切なエンゲージメントの範囲を逸脱するものといわざるを得ず、抗議いたします。

以 上